

認定対象者の添付書類

《父母・祖父母・兄弟姉妹・孫の場合》

住民票が日本国内にあることが認定の要件です。例外として認められる場合についてはパレット健保までお問い合わせください。

A + B + Cそれぞれで当てはまった全ての書類を以下の「添付書類一覧」で確認し、提出してください。

A 現況について				書類番号	
□乳児、未就学児童、義務教育の子ども				①	
□学生				① ②	
□給与所得者	3ヶ月以上の給与の支給実績がある			① ③	
	勤務を開始したばかりで、給与の支給実績が3ヵ月以上ない			① ④	
□無収入	過去1年以上まったく収入がない			① ⑤	
	過去1年の間に会社を辞めている	雇用保険に加入していた	離職票の発行あり	・失業給付の受給手続き、延長手続きをする ・失業給付の受給はしない	① ⑥
				・既に失業給付の受給を終了している	① ⑦
		離職票の発行なし			① ⑧
		雇用保険に加入していなかった			① ⑨
	自営業を廃業した			① ⑩	
□確定申告者				① ⑪	

B 被保険者との居住状況について		書類番号
☐ 同居	認定対象者は被保険者と同一世帯	⑬ ⑮
	認定対象者は被保険者と別世帯	⑬ ⑭ ⑮
☐ 別居 (施設入所)	施設に住民票を移していない	⑭ ⑮ ⑯
	施設に住民票を移している	⑭ ⑯ ⑰
☐ 別居		⑭ ⑮ ⑱

C 年金・手当金等 ^(※2) の受給について		書類番号
☐ 年金受給者		⑲
☐ 手当金等の受給者		⑳

状況に応じて追加で書類をご提出いただく場合があります。添付書類について、ご不明な場合はパレット健保までお問い合わせください。
(電話 03-3984-7171)

添付書類一覧

パレット健保様式★

(パレット健保様式★以外はすべてコピーを添付)

① 扶養状況届★	⑫ 被保険者の配偶者の収入証明 ※配偶者がパレット健保の被保険者の場合は、記号番号を申請書の余白に記入 ※退職している場合は退職日のわかる書類	収入の種類	給与のみ	③
② 学生証			年金のみ	⑤と⑲
③ 給与明細直近3ヵ月分			給与+年金	③と⑲
④ 雇用契約書(月の収入が確認できるもの)と発行されている給与明細			確定申告者	⑪
⑤ 所得証明書 ^(※1) 省略可能 パレット健保に加入していない家族の所得証明書は省略することができません	⑬ 被保険者の世帯全員の住民票 発行から3ヶ月以内	世帯全員が証明されていて、続柄が省略されていないもの		
⑥ 離職票 1.2 (または雇用保険受給資格者証)と失業給付用念書★	⑭ 認定対象者の世帯全員の住民票 発行から3ヶ月以内	世帯全員が証明されていて、続柄が省略されていないもの		
⑦ 雇用保険受給資格者証	⑮ パレット健保に加入していない同居家族の収入証明 (同居家族のうち被保険者の子は除く)	提出書類については健保へお問い合わせください		
⑧ 離職票未発行退職証明書★ または 雇用保険資格喪失確認通知書	⑯ 入所証明書			
⑨ 退職源泉徴収票 退職日の記載があり、社会保険料控除欄が空欄(0円)のもの	⑰ 施設費用を負担している領収書 直近3ヵ月分			
⑩ 廃業証明書	⑱ 金融機関の振込明細票 直近3ヵ月分			
⑪ 確定申告書類一式 税務署の受付が確認できるもの	⑲ 直近の年金振込通知書 ^(※1) 省略可能 パレット健保に加入していない家族の年金振込通知書は省略することができません			
	⑳ 直近の支給決定通知書 ^(※2)	受給者の氏名、支給金額、支給月など確認できるもの		

(※1) 扶養登録申請書に個人番号の記載がある方は添付を省略することができます。但し、情報照会に時間を要する場合がございますので、お急ぎの場合は添付書類としてご提出ください。また、情報照会ができない場合、改めて書類をご提出いただく場合がございますので予めご了承ください。

(※2) 児童手当、生活保護、障害手当、傷病手当、職業訓練給付金、求職訓練給付金など